丁目2番20号 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示

○漁船損害等補償法による同意を求める ための事前届出

(漁業管理課) (道路課)

○道路の供用開始(2件) 高知県人事委員会規則

◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

高知県告示第78号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項 の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112 条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったの で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定 漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月21日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町

徳弘秀治 山岡勝彦 中野健志

(2) 加入区の名称

安満地加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同 組合の名称

すくも湾漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

令和元年5月21日から同年6月4日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合安満地支所

高知県告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年5月21日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県高知十木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名高知土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鵜来巣177番3から 高知市朝倉西町二丁目114 番2まで	6	令和元年 5 月21 日
高知市朝倉西町二丁目114 番2から 高知市朝倉西町二丁目114 番16まで	16	令和元年 5 月21 日

高知県告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年5月21日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和元年5月21日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名高知土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市朝倉西町二丁目67番 3から 高知市朝倉西町二丁目56番 1まで	75	令和元年 5 月21 日
高知市針木本町38番14	5	令和元年 5 月21 日

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

令和元年5月21日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規 則第34号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の出先機関の項中「所長(所内事務所の所長を含 む。)」を「所長(所内事務所の所長を含む。) 企画監」に改 める。

この規則は、公布の日から施行する。